

随 意 契 約 理 由 書

件 名	市立豊中病院電気設備整備工事
契 約 の 相 手 方	株式会社明電エンジニアリング 関西支社
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号
随 意 契 約 理 由	本工事は、市立豊中病院に設置されている電気設備の整備を行うものです。 当該設備は、株式会社明電舎の固有の技術に基づいて設計製作し、施工納入されたものであり、本工事の施工部分と既設の設備とは密接不可分の関係にあり、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設設備の使用に際し、トラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため。
備 考	株式会社明電舎は、整備部門を株式会社明電エンジニアリングに移管しており、特殊専門技術についても継承されております。